

令和2年度 第2回大和市環境審議会 議事録

I. 開催日時 令和2年10月30日(金) 午後2時～3時15分

II. 開催場所 大和市柳橋ふれあいプラザ 第1集会室

III. 出席状況 委員 11人

池田勝彦委員(会長)、高橋政勝委員(職務代理)、井上直己委員、
宇佐美貴委員、大西眞委員、羽染久委員、天野洋一委員、
北島知成委員、片倉忠雄委員、小川道子委員、内山和子委員、
事務局：環境農政部長ほか8人

IV. 公開・非公開の状況

公開 非公開 一部非公開

V. 審議又は検討の経過及び結果

A. 会議次第

1 会長あいさつ

2 議題

(1) 大和市路上喫煙の防止に関する条例の一部改正について

3 その他

B. 資料

- ・資料1 大和市路上喫煙の防止に関する条例の一部改正について
- ・資料2 大和市路上喫煙の防止に関する条例(現行)
- ・資料3 大和市路上喫煙の防止に関する条例(改正案)

C. 審議内容など

大和市路上喫煙の防止に関する条例の一部改正(案)が審議会に対して諮問され、改正案について説明が行われ、審議を行った。

(1) 大和市路上喫煙の防止に関する条例の一部改正に関する質疑・意見等

委員 罰則規定の範囲は重点禁止区域のみで、変更はしないのか。

事務局 変更しない。大和駅と中央林間駅の周辺が過料の対象である。

委員 従来の3段階の規制から2段階の規制になり、すっきりしてよいと思う。今まで2000円の過料に処された人はいるのか。また、禁止区域は地図などで提示するのか。

事務局 現在までに3件の事例がある。なお、禁止区域のエリアは区域図で提示する。

委員 提示はいつ頃行うのか。

事務局 条例施行時に、区域図も含めて提示していく。

委員 電子たばこは条例の対象か。また、路上喫煙の路上には公園等も対象としているが市民に分かりづらい。公園を含め公共のスペースも対象であると分かるような工夫が必要ではないか。

事務局 加熱式たばこと電子たばこの2種類あり、加熱式たばこは「たばこ事業法」で定めるたばこのため対象、電子たばこは条例の対象外だが、見た目では他のたばこで区別できないので、使用者には喫煙場所を利用するようお願いしている。なお、「路上」の定義については条例第2条第1項で規定しているが、条例改正の啓発と併せて周知していく。

委員 「健康増進法」では室内での受動喫煙を防止しているのだから、屋外の受動喫煙は、市の責務として、条例を改正し、防止するという解釈でよいのか。

事務局 「健康増進法」は施設によって異なるが屋内を規制しており、指導権限等は厚木保健福祉事務所が所管している。屋外の規制は各自治体での対応とされており、条例改正はそれに該当するものと認識している。

委員 条例改正は良い取り組みだと思う。清掃活動をするとうたばこのポイ捨てが多くみられ、電子たばこのフィルターはマイクロプラスチックごみとなるため、ここまでの概念を条文

に入れられれば画期的ではないかと感じた。

事務局 今回の条例改正により一時的にたばこのポイ捨てが増加すると思われるが、「大和市ポイ捨て等の防止に関する条例」に基づき巡回等を実施し、ポイ捨ての防止にも努めていく。

委員 条例の改正は賛成であるが、公園のベンチで喫煙する人を見かけるので、この改正により公園等も喫煙禁止になることをPRするべきである。また、広く指導ができるよう対策をしてほしい。

事務局 路上喫煙防止指導員4名のほか、放置自転車の取り締まりをしている交通安全巡視員とも協力し、現在は駅前を中心に指導している。今後の指導体制については検討していく。

委員 大和駅に喫煙場所があるが、現在、閉鎖されている。この喫煙所は継続するのか。継続するのなら、中が見えないような工夫はできないか。

事務局 市内5駅に喫煙場所を設置しているが、現在すべてを閉鎖している。現状のまま継続するのは難しく、あり方についても検討していく。

委員 大和駅の西側にも喫煙場所がある。ここは継続するのか。

事務局 他の喫煙場所と同様に、あり方について検討していく。

委員 一般の市民が受動喫煙者を見かけた場合、どうしたらよいか。

事務局 トラブルの原因になるため市が対応するので、連絡していただきたい。

委員 重点禁止区域を広げる予定はあるか。

事務局 現時点で予定はない。

委員 条例のタイトルが路上喫煙の防止では、公園等も含まれていることが、やはり市民にわかりづらい。将来に向かって、名称が改正されればよいと思う。

委員 条例の名称については、今後、市民にわかりやすい表現にしていくという努力は必要だと思う。

委員 学校でイベントが開催されると、周辺道路での喫煙者が多くなる。この機会に、学校周辺が路上喫煙禁止であることを広く周知してほしい。

委員 鶴間駅周辺の表通りでは禁煙の表示があり、周知されているようだが、裏道に入るとすぐに喫煙する人を見かけるので、条例改正の周知啓発を徹底してほしい。

事務局 いろいろな手法を活用し周知に努める。現在、路面標示による周知をしているが、他にもできることを検討する。

委員 喫煙者にとっては喫煙場所が減ることは困ると思うが、改正に対してどのような意見があるのか。

事務局 10月1日からパブリックコメントを募集している。昨日までの時点で、32名68件の意見があり、賛成32件、反対36件となっている。

委員 過料対象が3件のみは少ないと思うが、違反者には書類等を提示しているのか。

事務局 書類として告知書や督促状があるが、過料をすぐに徴収することはない。路上での喫煙をやめてもらうことを目的としているので、注意、指導を行い、喫煙を止めない時のみ過料の対象となるが、基本的に声掛けのみで自らやめてもらっている。

委員 公園等も含まれているので、関連している他の部署とも連携をはかり業務を進めてほしい。

委員 過料2000円は適当か。

事務局 1万円のところもあるようだが、県内の条例制定市の8割は、過料2000円である。

委員 条例改正の啓蒙方法は何を予定しているか。

事務局 隔年で作成している「ごみの分け方・出し方」に啓発チラシを同封し、全戸配布する。
また、広報やまとへの掲載に加え、路面標示、看板による注意喚起を工夫することで、現場

での指導がしやすくなるように取り組んでいく。

委員 現在の路上喫煙防止指導員の人数は4名ということだが、以前は何名だったのか。

事務局 平成30年度までは7名、現在は指導員4名に加え、交通安全巡視員10名と協力して指導している。人数を減じた根拠は、条例制定時の平成20年度の路上喫煙者割合が、1.6%であったのに対して、令和元年度は0.03%であり、97%減となったことがあげられる。

委員 まだまだ受動喫煙は多く、喫煙者の吸う権利もある。ポイ捨てはマナーの問題なので改善するよう推進していかなければならないと感じている。

- ・ 以上で質疑終了
- ・ 質疑終了後、答申に関する説明を行い、出席委員全員から了承を得た

《その他の意見等》

委員 上和田の地域でごみのポイ捨てが多発している場所がある。何か対策はあるか。

事務局 看板の掲出や巡視を実施するなど行っているの、市へ連絡を。

委員 大和市は健康都市を掲げているので、環境対策としてウォーキングをしながらごみ拾いをしてはどうか。マイクロプラスチック対策にもなると考えるので提案する。

《閉会》